

加西市社会教育関係団体認定要綱

平成25年3月1日教育長訓令第2号

加西市社会教育関係団体認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育に関し公共性のある適切な事業を行う団体を社会教育関係団体に認定し、自主性を尊重しつつ育成助長するとともに社会教育の振興発展を図ることを目的とする。

(社会教育関係団体の要件)

第2条 社会教育関係団体は、公の支配に属さない団体で、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に活動の本拠を有し、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、かつその事業を継続的、計画的に行う団体であること。
- (2) 規約や会則があり、団体意志を表明する代表者が明確であり、団体の意志を決定し執行する機構を有すること。
- (3) 独立した経理、監査の機能が確立していること。
- (4) 構成員がおおむね5人以上であり、原則として構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤、在学していること。
- (5) 加入及び脱退が自由に認められていること。

2 前項の要件を備えている団体であつても、政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体は除外するものとする。

(社会教育関係団体の範囲)

第3条 社会教育関係団体の範囲は、前条に規定する要件を有し、おおむね次に掲げる団体を標準とする。

- (1) 青少年教育に関する団体
- (2) 成人教育に関する団体
- (3) 社会教育施設関係の団体
- (4) 体育・運動競技又はレクリエーションに関する団体

(5) 芸術・文化に関する団体

(認定の申請と決定)

第4条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体は、社会教育関係団体認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 規約又は会則

(2) 予算及び事業計画書

(3) 事業報告書及び決算書

(4) 役員名簿

(5) その他参考となる資料

2 教育委員会は、前項の規定により申請書が提出されたときは、加西市社会教育委員の会議で意見を聴いたうえで、認定の可否を決定し、社会教育関係団体認定通知書（様式第2号）又は社会教育関係団体認定却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、教育委員会が定める基準日から1年間とする。

(認定の取消し)

第6条 教育委員会は、認定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定による要件に該当していないと認めたとき。

(2) その他認定団体としてふさわしくない行為があると認めたとき。

(変更の届出)

第7条 認定を受けた団体の内容に変更が生じた場合は、社会教育関係団体変更届出書（様式第4号）を教育委員会へ届け出なければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に現に社会教育関係団体として認定されている団体は、平成 25 年 3 月末日までの間、この要綱により認定された団体とみなす。